

三重県リバウンド阻止重点期間

～三重県が実施する対策～

【別冊】

1 医療提供体制等

入院医療、宿泊療養、自宅療養を常時併用することで、医療機関の負荷を軽減するとともに、後方支援体制を確保することで、病床の効率的な活用を促進し、必要な方が確実に入院できる体制を維持していきます。

(1) 患者受け入れ病床の確保

- 重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者が確実に入院できるよう、8月25日に患者急増時の緊急事態に備えた追加的な病床として31床増の467床を確保しました。さらに、8月30日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき県内全病院に病床確保等の要請を行った結果、新たに新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる2病院を含め、緊急的な体制として、9月13日までに重症者用病床7床を含む46床を増床し、513床の病床を確保したところです。感染状況をふまえ、各医療機関と調整のうえ、10月1日以降は従来の体制に戻すとともに、今後の感染拡大に備えた医療提供体制について検討を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症の回復患者については、現時点で、後方支援病院は48病院、介護老人保健施設は三重県老人保健施設協会の協力のもと、42施設において受入可能としています。

(2) 宿泊療養施設・臨時応急処置施設の確保

- 宿泊療養施設における入所者の健康管理体制を充実させるため、抗体カクテル療法等が行えるよう体制を整備し、入所者を対象として実施しています。また、新たな宿泊療養施設の確保については、今後の感染拡大に備え、10月中旬の運用開始に向けて、関係者との調整、資機材の整備や医療従事者の確保など必要な取組を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症患者の救急医療体制を確保するため、既存の宿泊療養施設内に入院待機者や症状が悪化した自宅療養者等を一時的に受け入れ、酸素投与や点滴等の必要な処置を行う臨時応急処置施設を設置しました。今後は、感染拡大期における運用開始に向け、10月中旬を目途に、中長期的に対応できる新たな施設の確保等を進めます。

(3) 入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- 急増する自宅療養者へのフォローアップ体制を万全なものとするため、医師会、看護協会、薬剤師会等の関係団体と連携した「自宅療養フォローアップセンター」を感染者数が多い地域の保健所に設置し、郡市医師会などの協力による往診など、療養者に寄り添ったきめ細かなフォローアップを実施しています。
- 感染が確認された妊婦に対して、関係団体と連携し、入院調整の段階から専門的

な支援を行う体制を整備しました。

- ・ 自宅療養に必要となる貸与用パルスオキシメーターや生活物資の調達を適切に進めます。

(4) 保健所機能の充実

- ・ 患者急増に備え、保健所機能の維持・強化のため、各庁舎内の他部署職員による支援体制の拡充や、外部委託の活用などさらなる充実を図っていきます。
- ・ 人的支援の拡充や「自宅療養フォローアップセンター」の設置等により、積極的疫学調査に注力できる体制を整備するとともに、民間検査機関も活用することで、濃厚接触者等への検査を確実に行っていきます。

2 ワクチン接種体制の整備

- ・ 医療従事者等への接種について、当初予定されていた方への接種は6月15日に完了しました。
- ・ 高齢者を対象とした住民接種について、当初予定していた7月末までに完了するという目標は達成できました。
- ・ 接種当日のキャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合や高齢者に次ぐ優先接種等の取り扱いについて、三重県独自の方針を策定しました。
- ・ 妊娠中の方に対するワクチン効果に係る啓発を行うとともに、妊婦及びその同居者が優先的に接種を受けられるよう、引き続き市町に働きかけます。
- ・ 三重大学医学部附属病院に開設した「三重県アストラゼネカ社ワクチン接種センター」において、18歳以上で他の新型コロナワクチン含有成分へのアレルギーがある方や、すでにアストラゼネカ社ワクチンを1回接種された方などに接種を行っています。
- ・ 武田／モデルナワクチンの接種を行う県営会場を、9月25日から県内2か所（ツッキードーム（津市）、四日市市総合体育館）に開設し、海外や他の都道府県で1回目接種後に移動が必要となった方など2回目を未接種の方や妊婦及び同居家族等の方、12歳以上で接種を希望される方への接種を行っています。さらに、若年層の接種を推進するため、四日市市総合体育館集団接種会場において、接種日を追加し、12歳から29歳までの方を対象に接種を行います。また、会場運営においては、通訳を配置するなど、外国人住民や障がいのある方にもワクチン接種を受けていただきやすい環境整備を行っています。
- ・ ワクチン接種を希望する全ての県民の方の接種が円滑に進むよう、引き続き、市町や関係機関等と緊密に連携し、ワクチン接種の推進に取り組みます。
- ・ 外国人住民が円滑にワクチン接種を受けられるよう、「みえ外国人コロナワクチン相談ダイアル」を運営し、多言語による予約支援や相談対応を行っています。
- ・ 県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、副反応に関する質問や相談に24時間多言語で対応する相談窓口を開設しました。
- ・ 職域接種については、国からの供給状況にあわせて接種を進められるよう引き続き支援していきます。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（A I 音声技術で対応）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）

「新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口」（多言語対応）

電話 059-224-3326 24時間対応（夜間、土曜日、日曜日、祝日含む）

3 まん延防止

（1）検査体制の強化

- ・従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化しています。
- ・外国人労働者を雇用する一部の事業所では、社員寮などでの共同生活や職場との送迎バスの場面など、構造的に感染につながりやすい環境が見受けられるため、感染者の早期発見や事業所における感染拡大の防止につながるよう、外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備しています。
- ・重症化リスクのある方が多数いる場所・集団（医療機関・高齢者施設・障害福祉施設）における感染者の早期発見と感染拡大防止のため、厚生労働省が抗原定性検査キットを配布する取組について、施設への配布が円滑に進むよう配布先の集約を行っています。また、感染拡大が懸念される保育所等や放課後児童クラブ、認定こども園等を配布対象に追加し、順次配布を行っています。
- ・感染者を早期発見し感染拡大防止を図るため、商業施設等やホームページで案内し、インターネット等を通じて申込を受け付けPCR検査キットを配布することにより、若い世代を含め、希望する県民の方に対して、幅広く無料で検査できる機会を提供します。

（2）社会的検査の実施

- ・感染者の早期発見、クラスターの発生予防を図るため、集団感染等のリスクが高い施設等の従事者を対象とした社会的検査を、県内全域の障害福祉施設（入所施設・通所系事業所）を対象として9月から11月末まで実施します。

（3）クラスター発生時の早期介入

- ・クラスターの発生場所が多様化しており、感染力が強いとされる変異株による感染が含まれる事例もみられることから、感染状況をモニタリングし、早期探知によるクラスターの封じ込め対策を実施します。
- ・引き続き、保健所や厚生労働省クラスター対策班と連携した封じ込め対策の立案

や感染経路の解明を進めます。

- ・施設内でクラスターが発生した場合の対応事例を知り、適切な感染対策について施設職員等が学ぶため、医療機関・高齢者施設・障害福祉施設向けの感染防止対策の研修会を4月から6月に開催しました。また、企業内でもクラスターが発生していることから、事業所向けセミナー等の場を活用して、感染防止対策の共有を図ります。
- ・小規模な福祉施設や通所事業所等でのクラスター発生を踏まえ、市町や関係団体等と連携し、改めて感染防止対策の徹底に係る注意喚起を行うとともに、研修会の動画配信や抗原定性検査キットの積極的な活用を促進します。

(4) 変異株スクリーニング検査

- ・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体について、より感染力が強いと懸念されているデルタ株等を含む変異株の検査を実施しています。
- ・県保健環境研究所において変異株のゲノム解析を行えるよう、国立感染症研究所から貸与される解析機器（次世代シーケンサー）に加え、新たにより高い精度で解析可能な解析機器（次世代シーケンサー）を導入するなど、解析体制の強化に取り組みます。

(5) 事業所への周知徹底

- ・県内の事業所への感染防止対策の周知について、三重労働局や経済団体等と連携・情報共有して実施しています。
- ・外国人労働者を雇用している事業所を対象とした受入支援セミナー等において、従業員に対して、マスクの着用や手指消毒の徹底など、基本的な感染防止対策の周知を呼びかけていきます。

(6) 要請の遵守状況の確認・働きかけ

- ・飲食店への営業時間短縮要請に伴い、政府基本的対処方針に基づき対象店舗に対し要請の遵守状況の確認のための見回りを実施しました。引き続き、営業時間短縮要請に応じていただいていない飲食店¹への働きかけを行っていきます。

(7) 外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内12の市民団体にホームページやSNSでの情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して

¹ 食品衛生法の飲食店営業許可、喫茶店営業許可を受けている店舗。宅配、テイクアウトのみの店舗、ネットカフェなど夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。

啓発を実施します。

- ・「みえ外国人コロナワクチン相談ダイアル」の周知を図るため、外国人が集住する地域において周知チラシのポスティングを実施するとともに、外国人住民向け民間ポータルサイトにおいて広報を行っています。
- ・感染者発生時には保健所への通訳派遣を迅速に行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応します。
- ・感染防止対策の周知・啓発のため、外国人が入居する県営住宅において、多言語（スペイン語、ポルトガル語等）のポスターを掲示しています。

（8）障害福祉施設や保育所等の感染防止対策のための相談窓口の設置

- ・障害福祉施設や保育所等において、適切な感染防止対策を行ったうえで、継続的にサービスを提供するため、感染症の専門家等による感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、各施設等からの相談に対応します。

（9）県立学校における対応

- ・県立学校は、10月1日からは通常授業としますが、引き続き感染症対策と健康管理を徹底しながら、教育活動を実施します。
- ・児童生徒が近距離で行う学習や運動など、感染のリスクが高い教育活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を十分に行ったうえで慎重に実施します。
- ・在宅学習の期間が長くなったことによる心のケアが必要な児童生徒に対しては、個別面談やカウンセリングなどの対応をきめ細かに行います。
- ・三重県リバウンド阻止重点期間に予定されていた運動会、体育祭、文化祭は延期を検討しますが、実施する場合は、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動は見合わせるなど、感染防止対策を改めて徹底します。
- ・部活動の再開に際しては、試行的に三重県リバウンド阻止重点期間の前半は自校内の活動とし、期間の後半は県内のみかつ昼食を伴わない午前または午後のみを練習試合などを実施できることとします。

（10）地域のスポーツ活動における感染対策

- ・スポーツ少年団など、複数の学校から児童生徒が参加するような地域スポーツの場をきっかけとして感染が拡大しないよう、スポーツ少年団事業を統括する県スポーツ協会や市町地域スポーツ担当課を通じて、注意喚起を行っています。

（11）感染防止対策等の周知

- ・道の駅、サービスエリア等において、感染防止対策を周知します。
- ・秋の観光シーズンに多くの人が集まる箇所周辺の道路等において、感染防止対策を周知します。
- ・警察においては、県からの協力要請に基づき、路上、公園等における集団での飲

酒やバーベキュー等の感染リスクが高い行動を確認した際に声掛けを行っています。

- ・ 県民の方からいただいた提案を事業化する「みんなつく予算」により、若年層をターゲットにした動画を作成し、感染防止対策やワクチン接種を呼びかけていきます。

(12) 広報の強化

- ・ 「三重県リバウンド阻止重点期間」における要請内容等について、県民、事業者の皆様と一緒に取り組んでいくため、様々な媒体を活用し周知啓発します。
 - ・ 新聞、テレビ、ラジオにおける広告等
 - ・ 道路情報板への掲載
 - ・ 県政だより、フリーペーパーへの掲載
 - ・ ホームページ、SNSの活用
- ・ 市町に対して、県の取組も参考にさせていただき、様々な媒体を活用して要請内容等を周知啓発いただくよう、協力を依頼しています。

4 事業者支援

県では、令和2年度2月補正予算、令和3年度当初予算、5月補正予算、6月補正予算、8月補正予算及び9月補正予算等により、資金繰り支援などの中小企業・小規模事業者支援や雇用対策の取組を進めています。

さらに次の対策を講じて、県内の中小企業・小規模事業者等に寄り添った支援に取り組んでいきます。

(1) 営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

【飲食店時短要請等協力金】

- ・ 対策強化区域において、営業時間短縮要請等に全面的に協力していただいた事業者に対し、国の基準に基づき協力金を支給します。

※飲食店時短要請等協力金の支給要件

- ・ 対策強化区域内において、通常の営業時間が20時を越える飲食店が、20時まで営業時間を短縮すること
- ・ 対策強化区域内の通常の営業時間が20時を越え21時までの「あんしんみえリア」認証取得飲食店が、20時まで営業時間を短縮すること
- ・ 対策強化区域内の通常の営業時間が21時を越える「あんしんみえリア」認証取得飲食店が、21時まで営業時間を短縮すること（20時まで営業時間を短縮する場合も支給対象）

(参考) 対策強化区域

四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市

- ・ 4月26日から6月20日まで（四日市市の飲食店については6月30日まで）を対象期間とした時短要請協力金については、ほぼ支給決定を終えました。引き続き

き、特例申請分に対する支給事務の迅速化に取り組みます。

※飲食店時短要請協力金の支給状況（令和3年9月27日現在）

第1期（4/26～5/11）申請 5,729 件、支給決定 5,723 件（決定済率 99.9%）

第2期（5/9～5/31）申請 5,737 件、支給決定 5,673 件（決定済率 98.9%）

第3期（6/1～6/20）申請 5,772 件、支給決定 5,392 件（決定済率 93.4%）

・ 8月14日から9月30日までを対象期間とする第4期の時短要請等協力金について、10月1日から申請受付を開始します。

・ 8月30日から9月17日まで申請を受け付けた第4期分に係る早期支給について現在、迅速な支給に努めています。

※早期支給の支給状況（令和3年9月27日現在）

申請 2,009 件、支給済件数 1,857 件

・ 申請にかかる事業者からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置しています。

「三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口」

電話 059-224-2247 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

【集客施設時短要請等協力金】

・ 8月20日から9月30日まで、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に基づき実施している大規模な運動施設・商業施設及びテナント等に対する営業時間短縮要請、並びに食品衛生法上の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店に対する休業要請に、全面的に協力していただいた事業者に、協力金を支給します。10月1日から申請受付を開始します。

「三重県集客施設時短要請等協力金相談窓口」

電話番号 059-224-3184 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

【地域経済応援支援金】

・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴う、飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響を受け、8月、9月の売上が減少した幅広い事業者（※）に対し、売上減少率に応じて、中小法人等は月額で最大10～30万円、個人事業者等は月額で最大5～15万円の支援金を支給します。10月1日から申請受付を開始します。

※対象事業者

飲食店、カラオケ喫茶、農業・漁業者、生活関連サービス業など、以下のような事業者を対象とします。

<飲食関連事業者>

飲食店、結婚式場、食品加工、卸売、農業、漁業、運転代行、カラオケリース、生花店 等

<外出自粛関連事業者>

カラオケ喫茶、宿泊業、タクシー、土産物店、学習塾、ガソリンスタンド、キッチンカー、イベント業、スポーツジム、理美容、貨物運送、広告業 等

【酒類販売事業者等支援金】

- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業等の影響を受け、8月、9月の売上が減少した酒類販売事業者等に対し、売上減少率に応じて、中小法人等は月額で最大20～60万円、個人事業者等は月額で最大10～30万円の支援金を支給します。10月1日から申請受付を開始します。
- ・酒類販売事業者等を対象とした支援金については、現在、5月及び6月の上乗せ支給の申請を9月30日まで受付しています。また、地域経済応援支援金も含め相談窓口を設置しています。

「三重県地域経済応援支援金・三重県酒類販売事業者等支援金相談窓口」

電話番号 059-224-2838 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

【観光事業者支援金ほか】

- ・まん延防止等重点措置区域の指定などにより旅行者が減少していることに伴い、売上が30%以上減少した県内宿泊事業者、観光施設、土産物店、体験事業者に対して支援金を支給しています。申請受付期間は当初6月21日から8月31日までとしていましたが、申請状況を踏まえ、9月30日まで延長しました。9月24日時点で586件の申請を受け付け、481件支給済みです。
- ・雇用調整助成金の特例措置について、5月以降は特例の内容が縮減されてきましたが、12月までは、特に業況の厳しい企業への配慮として助成率の維持が予定されていることや、最低賃金の引き上げを行った事業所には休業規模要件が撤廃されるなどの緩和措置が予定されていますので、こうした情報が事業者に行き届くよう周知を行っていきます。
- ・一方、雇用調整助成金の特例措置は今後縮減の傾向にあることを踏まえ、従業員の雇用維持に苦慮している事業者と労働力不足となっている事業者との間で行う雇用シェアが県内企業で活用が図られるよう、「みえ労働力シェアリング支援拠点」から県内企業に働きかけを行うとともに、在籍型出向を行った事業所に支給される「産業雇用安定助成金」について周知を図ります。

(2) みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の推進

- ・県民の皆様が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度「あんしん みえリア」を創設し、5月11日に運用を開始し

ました。また、6月10日から、申請のあった飲食店等への現地確認を開始し、認証店舗数は9月27日で788店舗となりました。

- ・10月1日から10月14日まで、対策強化区域内の認証取得店に対して、営業時間短縮要請等の緩和措置を実施します。
- ・8月2日から開設した専用ホームページでは各認証店舗の感染防止対策を紹介しており、市町別や料理のジャンル別に認証店舗を検索いただくことが可能です。県民の皆様が安心して飲食店を利用できるよう、制度の周知を図るとともに、申請があった飲食店が速やかに認証を取得できるよう、引き続き、認証事務の迅速化に取り組めます。
- ・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、県内観光関連事業者等を対象に、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、6月30日から運用を開始しました。申請件数は9月24日時点で699件の申請を受け付け、429施設を認証しています。

(3) 更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援

- ・顧客や従業員の感染防止に向けて対策を行っている事業者が、さらに有効な対策を行うための、CO₂センサー等の購入経費について支援する感染防止対策強化推進補助金について、第2期分の申請を10月31日まで受付しています（先着順）。
- ・感染防止対策と経営向上の両立に向けた助言を行うアドバイザー派遣について、5月31日から募集を受け付けるとともに、感染が発生した事業者におけるPCR検査費用の補助について、6月21日から申請を受け付けています。
- ・安全・安心な観光地づくりを推進するため、宿泊事業者が感染防止対策や前向きな投資に要する経費に対して支援を行っています。7月12日から受付を開始し、9月24日時点で193件の申請を受け付け、72件交付決定しています。

(4) 中小企業・小規模事業者の事業継続・業態転換への支援

- ・県内の中小企業・小規模事業者がウィズコロナ時代に対応していけるように、県内外の数多くのビジネスモデル事例を掲載した「事業再構築ガイドブック」を10月中旬に公表します。また、10月から11月にかけて事業再構築に関するセミナーを県内で5回、対面とオンライン形式のハイブリッドで実施するなどして、中小企業・小規模事業者の事業再構築を促進します。

(5) 経済活動の回復に向けた支援等

- ・県内企業のDXを推進するために新たに設置した「デジタルものづくり推進拠点」において、データに基づく思考方法を身につけるDX寺子屋塾を開講し、デジタル技術を最大限に活用した生産性向上や競争力強化を図っています。
- ・「みえの食」の販路を拡大するため、県が運営する通販ポータルサイト「三重のお宝マーケット」の機能強化を図るとともに、同サイトを活用した送料支援キャンペーンを10月6日まで実施するほか、プレゼントキャンペーン等も10月中旬に

予定しています。

- 「みえ得トラベルクーポン」事業については、現在、停止中ですが、感染状況が落ち着き次第実施し、県内観光事業者の支援に取り組みます。
- テレワークの導入を検討している県内の中小企業等を対象として、6月1日から専門的な知識を有するアドバイザーによる無料の相談窓口を開設しました。また6月17日からテレワークアドバイザーを派遣する企業を募集しています。